

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年7月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900089号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000004号

第1 結論

昭和49年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月から昭和56年3月まで

私は、請求期間当時、両親と一緒に家業の農業に従事していたが、父が私の国民年金保険料をA農業協同組合(後に、B農業協同組合。現在は、C農業協同組合。以下「農協」という。)から来ていた集金人に納付してくれていた。

しかしながら、請求期間の保険料が未納のままになっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和56年10月28日に社会保険事務所(当時)からD市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和56年11月頃に行われたことが推認できることから、当該加入手続時点を基準にすると、請求期間のうち、昭和49年*月から昭和54年6月までの期間については、国民年金保険料を時効により納付することができない。

また、請求者は、請求者の父が、請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を農協の集金人に納付してくれていた旨陳述しているが、当該農協は、保存期間経過により、請求期間当時の資料は保管していないと陳述している上、請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金の加入手続及び請求期間に係る保険料の納付状況の詳細を確認することができない。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900090号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000005号

第1 結論

昭和51年10月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年10月から昭和61年3月まで

昭和51年10月から昭和61年3月までは、前夫が昭和51年10月頃に国民年金の加入手続を行い、前夫が国民年金保険料を納付したと思うが、国民年金の記録では、請求期間は、合算対象期間とされており、年金額の計算には反映されていない。A姓からB姓に変わった時に記録が見落とされたのではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、請求期間当時、前夫が請求者の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和61年3月25日に、C社会保険事務所(当時)からD市に払い出された番号の一つであることが確認でき、オンライン記録により、請求者は、国民年金の第3号被保険者制度が発足した同年4月1日に被保険者資格を取得し、その処理が同年7月15日に行われたことが確認できることから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間において、請求者の前夫は厚生年金保険の被保険者であったことから、請求者は国民年金の任意加入対象者となるところ、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、請求者が自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと陳述する請求者の前夫は、請求者と婚姻した昭和51年の年末にD市役所に行った記憶はあるが、詳細は覚えておらず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したことはない旨回答しており、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について確認することができない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出さ

れている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。